

第 2 回

富里市農業委員会議事録

令和 4 年 2 月 9 日（水）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第2回）

日 時 令和4年2月9日（水）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
 - 7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（6名）

1番	関	利	之	2番	伊	井	義	則		
3番	塩	澤	英	一	4番	篠	原	美	恵	子
7番	田	上	友	子	8番	藤	崎	芳	久	

欠席（2名）

5番	相	川	克	義	6番	森	田	孝	子
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開 会

議 長 これより令和4年第2回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中6名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時30分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

篠原美恵子君、田上友子君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

篠原委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は、藤崎会長、塩澤委員、篠原です。

概要は議案記載のとおりです。

申請理由は、権利者は経営規模拡大です。申請地が自宅に近く耕作可能なため。義務者は病気のため耕作できないので経営規模の縮小をすることです。

申請地は田1筆3,205平方メートルと畑3筆6,061平方メートル、地目牧場の畑2筆2,619平方メートルで、合計11,885平方メートル。売買価格は10アール当たり50万円。進入路はありません。

労働力は世帯員2名、従農2名、兼業2名です。

第三者の権利ですが、権利者の母親の[]名義で仮登記されております。

権利者は成田で田4,090平方メートルと畑1,746平方メートルを所有し、世帯員は2名、従農2名で兼業です。

トラクター1台、田植え機1台、草刈り機3台を保有し、権利取得後は水稲と粟を栽培す

るそうです。

住所地から申請地までは5キロメートルほどで、車で10分から15分位です。

しかし成田市に確認しましたところ、後からお配りした資料のとおりですが、農地法に違反しており営農状態に問題があり、全部耕作要件を満たさないとの回答を受けております。そのため本件は不許可相当と判断されます。

以上報告を終わります。

議 長 ここで、事務局より補足説明があるようです。事務局お願いします。

事 務 局 不許可となる農地法上の根拠について補足させていただきます。

農地法第3条第2項第1号には、所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合とあります。

申請人又はその世帯員等が本件申請地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうかについてですが、申請人は富里市内には農地を所有していないものの、住所地である成田市内において農地を所有しており、ここに違反転用農地及び農地法第32条第1項各号に規定する遊休農地が含まれているという事実が、成田市農業委員会会長発行の耕作農地等情報の報告書により確認されました。

このことから、申請人が経営農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められないということとなり、本件申請は農地法第3条第2項第1号に該当すると考えられます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

委員報告のとおり本案を不許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は不許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

篠原委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は、藤崎会長、塩澤委員、そして篠原です。

概要は議案記載のとおりです。

申請の理由は、権利者は現在市内葉山地先にて農業に主として従事しており、経営規模の拡大をしたい。義務者は経営規模の縮小です。

申請地は根本名青年館の斜め前の田2筆3,711平方メートルと、富里の堰から西へ30メートルほどのところにある畑1筆4,634平方メートルで、売買価格は10アール当たり50万円。進入路は確保されています。

第三者の権利ですが、仮登記されておりますが、仮登記の設定については農地法第3条の許可後は速やかに抹消登記するそうです。

次に権利者の経営状況ですが、畑1万5,000平方メートルを耕作し、トラクター1台を所有しております。世帯員2名、従農2名専業で、権利取得後は水稲と栗の栽培を予定しています。

住所地から申請地までは2キロメートルほどで、車で10分ほどです。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転3を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい。先にちょっと申し上げたいことがあります。所有権移転3と4と5は、基本的に権利者が同じで、同じ会社が新規就農ということで、このあと説明します。それで、こ

の3件の土地を合計しないと下限面積要件を満たさないので、前半の部分の、法人が適格かどうかの判断を所有権移転3の中で申し上げます。4、5に関しても基本的にその部分までは同じなので、それ以降省略というかたちでやらさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転3について、現地調査及び書類審査の報告をします。

担当委員は、藤崎会長、篠原委員と私塩澤です。

農地所有適格法人の要件について、法人名称はコーヨーファーム株式会社です。本法人は新規就農者で、要件の判断はすべて見込みです。農産物の生産、販売、加工販売及び農産物加工等を行う予定です。構成員要件は満たしています。議決要件、業務執行権要件は満たしています。

権利者、義務者は議案記載のとおりです。面積は、畑6筆、4,327平方メートルです。代理人は君津市の■■■■さんです。書類審査のため出席者はありません。

申請の理由は、権利者の新規就農により荒廃農地を再生して営農を行うこと。義務者は高齢のため、経営規模縮小です。

申請地は国道296号から有限会社葉山モータースのところに入って前を通り過ぎて500メートル位の左側の一角と、海釣りハウスコリッシュから勝又工務店を過ぎて250メートルの交差点の左側一帯。両農地とも多少荒れていましたが耕作可能です。

境界は確認できませんでした。進入路は確保されており、第三者の権利もありません。

売買価格は総額190万円です。

最低下限以下の面積ですが、所有権移転4と所有権移転5が同時に申請されており、両案件も含めれば5,613平方メートルで下限面積以上です。

取得後の作付け予定作物はブルーベリーです。農機具は草刈り機、剪定バサミ、手押し車、運搬車です。

構成員は2人。兼業1人、専業1人で、通勤時間は車で10分位です。

営農計画書が添付されており、計画通り進めていただければ農地は適正に管理されると考えます。

申請書類の不備もなく、特に確認を要することもなく許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転4を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転4について、現地調査及び書類審査の報告をします。

担当委員は、藤崎会長、篠原委員と塩澤です。

農地所有適格法人の要件については、先ほどの案件と一緒になので省かせていただきます。

権利者、義務者は議案記載のとおりです。面積は、畑1筆、196平方メートルです。代理人は君津市の■■■■さんです。書類審査のため出席者はありません。

申請の理由は、権利者の新規就農により荒廃農地を再生して営農を行うこと。義務者は高齢のため、経営規模縮小です。

申請地は、海釣りハウスコリッシュから勝又工務店を過ぎて250メートルの交差点付近の右側に位置します。

境界は確認できませんでした。進入路は確保されており、第三者の権利もありません。

売買価格は総額10万円です。

最低下限以下の面積ですが、所有権移転3と所有権移転5が同時に申請されており、両案件も含めれば5,613平方メートルで下限面積以上です。

取得後の作付け作物はブルーベリーです。農機具は草刈り機、剪定バサミ、手押し車、運搬車です。

構成員は2人。兼業1人、専業1人で、通勤時間は車で10分位です。

営農計画書が添付されており、計画通り進めていただければ農地は適正に管理されることが考えられます。

申請書類の不備もなく、特に確認を要することもなく許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転5を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転5について、現地調査及び書類審査の報告をします。

担当委員は、藤崎会長、篠原委員と塩澤です。

農地所有適格法人の要件については、先ほどと同じなので割愛させていただきます。

権利者、義務者は議案記載のとおりです。面積は、畑1筆、1,090平方メートルです。代理人は君津市の■■■■さんです。書類審査のため出席者はありません。

申請の理由は、権利者の新規就農により荒廃農地を再生して営農を行うこと。義務者は高齢のため、経営規模縮小です。

申請地、国道296号から有限会社葉山モータースのところに入って前を通り過ぎて500メートルの左側の一角の農地です。多少荒れていましたが耕作可能です。

境界は確認できませんでした。進入路は確保されており、第三者の権利もありません。

売買価格は総額40万円です。

最低下限以下の面積ですが、所有権移転3と所有権移転4が同時に申請されており、両案件も含めれば5,613平方メートルで下限面積以上です。

取得後の作付け予定作物はブルーベリーです。農機具は草刈り機、剪定バサミ、手押し車、運搬車です。

構成員は2人。兼業1人、専業1人で、通勤時間は車で10分位です。

営農計画書が添付されており、計画通り進めていただければ農地は適正に管理されると考

えます。

申請書類の不備もなく、特に確認を要することもなく許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関委員。

関 委 員 権利者は杉並区会社ですね。通勤時間が、3つの案件で言われていたのですが車で10分ということなのですかけれども、どこに住んでいらっしゃるのですか。

議 長 休憩します。

(午後 1時47分)

議 長 再開いたします。

(午後 1時49分)

議 長 事務局。

事 務 局 ただ今のご質問でございますけれども、農園長が大和ニュータウンにお住まいで、そこから通われるそうです。

議 長 はい、関委員。

関 委 員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1を議

題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1の書類審査、現地調査の報告をいたします。

土地の表示、施設の概要、申請者、転用事由は、議案記載のとおりです。

申請地は七栄小の隣接であり、市川工務店の作業場兼倉庫の隣です。

農地区分は、宅地に囲まれた小規模農地であるため、第二種農地（b）です。市街化区域から約70メートルです。

すでに通路として使用されており、農地法違反ではありますが、悪意はなく、宅地の造成時の転用漏れであり、また、法務局での職権登記でも許可できる案件と思われるので、許可相当と思われます。

以上です。

議長 ただいまの説明について意見はありますか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案件を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議長 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1 一時転用を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1 一時転用に

ついて現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は、関委員と私伊井です。

概要は議案のとおりです。

申請地は、市役所から両国自動車手前を右側に入って少し行った左側に位置します。

営農型太陽光発電設備を設置済みで、継続3年間の申請です。

転用の概要は、農地の空中3.5メートルに太陽光発電パネルを810枚設置されております。

畑は、ブルーベリーを植栽されており、野菜も生産されています。

転用期間が、一時転用の期間が必要最小限の3年以内であるので適合しており、農地復元誓約書もあり、農地復元後の作付け予定品目はブルーベリーです。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

関委員。

関委員 意見ではないのですが、事務局へのお願いです。農林水産省の通達が平成30年5月15日にあります。営農型太陽光についての転用許可制度の取り扱いについてで、一時転用許可中の農作物の収量等の報告が義務付けられております。次回から再許可申請の際、別紙様式第4号の添付をお願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 はい。関委員のご意見ありがとうございます。次回から資料として添付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、関委員。

関委員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案件を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 休憩します。

(午後 1時56分)

議 長 では再開いたします。

(午後 1時58分)

議 長 次に、賃貸借権設定2 一時転用を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定2 一時転用に
ついて現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は、関委員と私伊井です。

概要は議案のとおりです。

申請地は、市役所から東部出荷所手前を右折して100メートル位行った左側に位置します。

営農型太陽光発電設備を設置済みで、継続3年間の申請です。

転用の概要は、農地の空中3.6メートルの太陽光発電パネルを300枚設置されております。

畑は、ブルーベリーを植栽され管理されておりました。

転用期間が、一時転用の期間が必要最小限の3年以内であるので適合しており、農地復元
誓約書もあり、農地復元後の作付け予定品目はブルーベリーです。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案件を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、地上権設定1を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関 委 員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、地上権設定1の書類審査、現地調査の報告をいたします。

土地の表示、価格、権利者、義務者、施設の概要、地上権設定事由は、議案記載のとおりです。

申請地は、国道296号を酒々井方面に行き、東関道の橋を渡り500メートル先を右折し、南光台団地の近くです。

農地区分は、国道296号により分断され、酒々井町と富里市の行政界にある野馬土手により分断されており、農地の広がりがないため第二種農地と思います。

転用目的は太陽光発電施設です。地上権設定面積は4,000平方メートル。パネル枚数は1,380枚。1.7メートルの間隔で配列します。

事業費は4,891万8,000円。資金計画については■■■■銀行■■■■支店の残高証明書が添付されております。

東電等との協議について、まず経済産業省では、2021年2月4日付け再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。次に東電からは、2020年9月24日の接続契約が添付されております。

事業経歴として、今回の一時転用、賃貸借権設定2の再許可申請も行っており、実績は確認できます。

農地区分は第二種農地であり、許可相当と思われます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案件を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第4号

議 長 日程第5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい議長。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、1月25日付にて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の10、11ページに、3年新規、畑8筆、2万3,003平方メートル。

次第の12ページに、10年新規、畑4筆、6,308.94平方メートル。

次第の13ページに、3年更新、畑1筆、3,100平方メートル、田1筆、3,400平方メートル。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎報告第1号及び第2号

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号及び第2号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の14、15ページに農地法第5条第1項第7号の規定による届出が3件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

次第の16ページに1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号及び第2号について、質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 2時 7分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員